(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A 一九・〇〇～八五・〇〇	三〇・一三四	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 四五・〇〇～一〇〇・五〇	九・〇三二	
		C 九〇・〇〇～一五七・三〇	二四・〇〇四	
	後	A 一九・〇〇～八五・〇〇	三〇・一三四	
		B 四五・〇〇～一〇〇・五〇	九・〇三二	
		C 九〇・〇〇～一五七・三〇	二四・〇〇四	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百七十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
土岐市泉町久尻二四三一番三一から同市泉町久尻二四三一番三〇まで	〇・〇～一一・四五	〇・〇七六

四　指定する期日　平成二十五年二月二十八日

○中部地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	豊川市白鳥町原溝三七番一から同市白鳥町穴田一一三番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十八日

○中部地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	瑞浪市土岐町字足ケ洞三三六八番三から同市釜戸町字百田六九三番一まで	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十八日

○中部地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	豊川市白鳥町原溝三七番一から同市白鳥町穴田一一三番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十八日

○中部地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	瑞浪市土岐町字足ケ洞三三六八番三から同市釜戸町字百田六九三番一まで	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十八日

○中国地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
益田市横田町二〇〇五番一から同市横田町二八五番八まで	前	一二・二〇～二六・一一	〇・二七一
	後	一五・二〇～四四・三二	〇・二七一

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	益田市横田町一四四四番から同市横田町二七七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所
〃	益田市津田町一六四番から同市津田町一八六六番一まで	〃
〃	益田市神田町ロ四六五番四から同市神田町ロ四六六番続一内一まで	〃
〃	島根県鹿足郡津和野町瀧元一五二番二から同町瀧元一三三番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年二月二十八日

○中国地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	米子市淀江町西原字壱里塚一一三二番一から同市淀江町西原字浜西一一二九番一まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十八日

○中国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦